

# 鉄道関係公共事業の再評価実施細目

## 第1 目的

鉄道関係公共事業の効率性及びその実施過程の透明性の一層の向上を図るため、以下の内容を基本として再評価を実施する。再評価は、事業採択後一定期間を経過した後も未着工である事業、事業採択後長期間が経過している事業等の評価を行い、事業の継続に当たり、必要に応じその見直しを行うほか、事業の継続が適当と認められない場合には事業を中止するものである。

## 第2 再評価の対象とする事業の範囲

対象とする事業は、鉄道関係の以下の種類の公共事業のうち、維持・管理に係る事業、災害復旧に係る事業等を除く全ての事業とする。

- (1) 公団等施行事業（特殊法人又はこれに準ずる法人（以下「公団等」という。）が行う事業をいう。）
- (2) 補助事業等（国庫からの補助（間接補助を含む。以下同じ。））、出資又は貸付に係る事業をいう。ただし、（1）に該当するものを除く。）

## 第3 再評価を実施する事業

- 1 再評価を実施する事業は、以下の事業とする。
  - (1) 事業採択後一定期間が経過した時点で未着工の事業  
「事業採択」とは、「事業費の予算化」とする（以下同じ。）。また、この場合において、「一定期間」とは「5年間」、「未着工の事業」とは「工事に未着手の事業」とする。
  - (2) 事業採択後長期間が経過した時点で継続中の事業  
この場合において、「長期間」とは「10年間」とし、「継続中の事業」には一部供用されている事業を含むものとする。  
なお、事業採択後5年間が経過した時点で継続中の事業については、再評価の実施主体（第4の1（1）に定める再評価の実施主体をいう。以下同じ。）又は鉄道局長が、社会経済情勢等の動向、事業の進捗状況等を踏まえ、再評価を実施することが適当かどうかについて予備的な検討を行い、再評価の実施の必要性を判断するものとする。ただし、事業採択時における予定事業実施期間が5年以内の事業であって、事業採択後5年間が経過した時点で継続中の事業については、再評価を実施するものとする。
  - (3) 再評価実施後一定期間が経過している事業  
この場合において、「再評価実施後一定期間が経過している事業」とは、「再評価実施後5年間が経過した時点で継続中又は未着工の事業（一部供用事業を含む。）」とする。
  - (4) 社会経済情勢の急激な変化、技術革新等により再評価の実施の必要が生じた事業  
この場合において、再評価の実施の必要が生じているかどうかの判断は、再評価の実施主体又は鉄道局長が行うものとする。
- 2 留意事項

- (1) 原則として事業採択を行う際の「区間」を1つの事業単位とするが、連続した複数の区間が一体となって効果を発揮する場合には、それらをまとめて1つの事業単位として再評価を行うことができるものとする。
- (2) 新幹線鉄道整備事業については、「工事实施計画の認可」をもって「事業費の予算化」が決定されたとみなす。  
なお、暫定整備計画に基づき工事实施計画を認可した区間について、整備計画に基づく工事实施計画を認可した場合は、整備計画に基づく認可をもって事業費の予算化が決定されたものとみなす。

#### 第4 再評価の実施及び結果等の公表

##### 1 再評価の実施手続

- (1) 再評価の実施主体は以下のとおりとする。
  - ① 公団等施行事業にあつては、公団等。
  - ② 補助事業等にあつては、地方公共団体又は民間事業者等（国、公団等又は地方公共団体以外のものをいう。以下同じ。）。
- (2) 再評価の実施時期は以下のとおりとする。
  - ① 第3の1（1）に該当する事業にあつては、事業採択後5年目の年度末までに実施する。
  - ② 第3の1（2）に該当する事業にあつては、事業採択後10年目の年度末までに実施する。ただし、第3の1（2）に掲げる予備的な検討については、事業採択後5年目の年度末までに実施し、その結果、再評価を実施することとなった事業及び事業採択時における予定事業実施期間が5年以内の事業であつて、事業採択後5年間が経過した時点で継続中の事業については、事業採択後5年目の年度末までに再評価を実施する。
  - ③ 第3の1（3）に該当する事業にあつては、再評価実施時から5年間経過後の年度末までに実施する。
- (3) 再評価は、次の各号に掲げる種類の事業について、それぞれ当該各号に定めるところにより行うものとする。
  - ① 公団等施行事業 公団等は、再評価を行うに当たって必要となるデータの収集、整理等（以下「データ収集等」という。）を行い、再評価を受けるために必要な資料（以下「再評価に係る資料」という。）を作成し、地方公共団体等と十分な調整を図った上で対応方針を決定するとともに、対応方針の決定理由等を添えて本省に提出し、必要な場合は補助金交付等に係る要求（間接補助事業の場合には地方公共団体実施。）を行う。本省は、対応方針及びその決定理由を踏まえ、当該事業の補助金交付等に係る対応方針を決定する。
  - ② 補助事業等 地方公共団体又は民間事業者等は、データ収集等を行い、再評価に係る資料を作成し、対応方針を決定するとともに、対応方針の決定理由等を添えて本省に送付し、必要な場合は補助金交付等に係る要求（間接補助事業の場合には地方公共団体実施。）を行う。本省は、対応方針及びその決定理由を踏まえ、当該事業の補助金交付等に係る対応方針を決定する。

##### 2 再評価結果、対応方針等の公表

対応方針の決定者及び鉄道局は、原則として年度予算の支出負担行為の実施計画が承認された後、再評価結果及び対応方針等を、対応方針の決定理由、結論に至った経緯、再評価の根拠等とともに公表するものとする。ただし、個別箇所です予算内示をされる事業については、概算要求書の財務省への提出

時及び政府予算案の閣議決定時に公表するものとする。

## 第5 再評価の手法

### 1 再評価手法の策定

鉄道局は、事業種別ごとに費用対効果分析を含む再評価手法を策定し、公共事業評価システム検討委員会に報告するものとする。

鉄道局は、事業種別ごとの再評価手法の策定・改善に当たっては、学識経験者等から構成される委員会を設置し、意見を聴くものとする。

鉄道局は、策定した再評価手法を公表するものとする。

### 2 再評価手法の改善

鉄道局は、再評価の精度の向上を図るため、再評価の実施の状況等を踏まえ、必要に応じて事業種別ごとに再評価手法について検討を加え、その結果に基づいて必要な改善を行うものとする。

### 3 再評価の視点

再評価を行う際の視点は以下のとおりとする。

#### ①事業の必要性等に関する視点

##### 1) 事業を巡る社会経済情勢等の変化

事業採択の際の前提となっている需要の見込みや地元情勢の変化等事業を巡る社会経済情勢等の変化状況等。

##### 2) 事業の投資効果

事業の投資効果やその変化。

原則として再評価を実施する全事業について費用対効果分析を実施するものとする。

なお、事業採択時において実施した費用対効果分析の要因に変化が見られない場合で、かつ事業規模に比して費用対効果分析に要する費用が著しく大きい等費用対効果分析を実施することが効率的でないと判断できる場合にあつては、再評価実施主体は、費用対効果分析を実施しないことができるものとする。

##### 3) 事業の進捗状況

再評価を実施する事業の進捗率、残事業の内容等。

#### ② 事業の進捗の見込みの視点

事業の実施のめど、進捗の見通し等。

#### ③ コスト縮減や代替案立案等の可能性の視点

技術の進展に伴う新工法の採用等による新たなコスト縮減の可能性や事業手法、施設規模等の見直しの可能性。

### 4 対応方針又は対応方針（案）決定の考え方

① 3の①の視点による再評価又は②の視点による再評価がいずれも継続が妥当と判断できる場合にあつて、③の視点による再評価により事業の見直しを図る必要がないと判断できる場合には事業を継続することができるものとする。

② 3の①の視点による再評価又は②の視点による再評価のいずれか又は両方において継続が妥当と判断できない場合にあつて、③の視点による再評

価に基づき、事業手法、施設規模等の見直しを実施することによって3の①の視点による再評価及び②の視点による再評価がいずれも継続が妥当と判断できる場合にあつては、当該見直しを実施した上で事業を継続することができるものとする。

また、3の①の視点による再評価及び②の視点による再評価がいずれも継続が妥当と判断される場合にあつても、③の視点による再評価に基づく事業の見直しを実施することで事業の効率化が図られると判断できる場合においては、当該見直しを実施した上で事業を継続することができるものとする。

- ③ 3の①の視点による再評価又は②の視点による再評価のいずれか又は両方において継続が妥当と判断できない場合にあつて、③の視点による再評価により、事業手法、施設規模等の見直しを実施した場合においても継続が妥当と判断できない場合は、事業を中止するものとする。

## 第6 事業評価監視委員会

再評価の実施主体は、再評価に当たって学識経験者等の第三者から構成される委員会を設置し、意見を聴き、その意見を尊重するものとする。

### 1 事業評価監視委員会の設置

再評価の実施主体の長は、再評価の実施に当たり第三者の意見を求める諮問機関として、学識経験者等から構成される委員会（以下「事業評価監視委員会」という。）を設置するものとする。なお、自ら事業評価監視委員会を設置する方法に代えて、民間事業者等は地方公共団体の事業評価監視委員会に依頼する方法も採りうるものとする。

### 2 事業評価監視委員会における審議対象事業

事業評価監視委員会は、再評価の実施主体が再評価を実施する全ての事業の対応方針（原案）について審議するものとする。

### 3 事業評価監視委員会の役割

事業評価監視委員会は、再評価の実施手続きを監視し、当該事業に関して再評価の実施主体が作成した対応方針（原案）に対して審議を行い、不適切な点又は改善すべき点があると認めるときは、意見の具申を行うものとする。

### 4 事業評価監視委員会における審議方法

審議方法は、各事業評価監視委員会が決定する。その際、審議の公開や議事録の公表等により審議過程の透明性を確保するとともに、事業の特性に応じた判断や技術的判断等が可能な運営となるよう配慮するものとする。

### 5 事業評価監視委員会の意見の尊重

再評価の実施主体の長は、事業評価監視委員会より意見の具申があつたときは、これを最大限尊重し、対応を図るものとする。

## 第7 その他

鉄道局と各再評価の実施主体は、ヒアリング、相談等により、密接な連携、調整を図るものとする。

## 第 8 施行

本実施細目は、平成 13 年 7 月 25 日から施行する。

本実施細目の施行に伴い、「運輸関係公共事業再評価実施要領細則（平成 11 年 3 月 26 日改正、運輸省鉄道局）」は、廃止する。